

1. 件名：東京都市大学原子力研究所の3条改正に伴う保安規定の変更認可申請に係る設置者ヒアリング

2. 日時：令和2年8月5日（水）13時30分～15時00分

3. 場所：（1）原子力規制庁10階南会議室*

（2）東京都市大学原子力研究所*

※：本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者：

（1）原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

塩川上席安全審査官、上野管理官補佐、山田係員

（2）東京都市大学原子力研究所

東京都市大学原子力研究所 原子炉施設管理室長 他1名

5. 議事要旨

（1）東京都市大学原子力研究所（以下「東京都市大学」という。）から、令和2年5月25日付けで申請のあった保安規定の変更認可申請について資料に基づき説明があった。

（2）上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について事実確認を行なった。

- ・ 資料1の20ページにある品質保証組織（図1）において、マネジメントレビュー会議が理事長のもとでなく所長のもとで実施される体制になっており、マネジメントレビュー会議に対する理事長の関与を明確にすること
- ・ 資料1の38ページにある第47条において、修理の対象として予防的な保全を目的とした交換も含むことが今回の変更で追記されているが、交換をする際の保安管理組織上における承認プロセスを簡略化する理由を明確にすること
- ・ 資料1の47ページの第70条（事故故障等の報告）において、原子力規制委員会に対する報告の記載は確認できるが、責任者への報告の体制を明確にすること

（3）東京都市大学から上記（2）の確認事項について、あらためて説明する旨の回答があった。

6. 配付資料

- ・ 東京都市大学からの配付資料

資料1 原子炉保安規定変更 新旧対照表

資料2 保安規定審査基準（廃止措置：チェック用）